

果樹農家規模拡大加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、収益率の高い果樹農業を実現させるために意欲ある果樹農家（以下「補助事業者」という。）が実施する、果樹農家規模拡大加速化事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、補助事業者に対し、直接交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この事業は、規模拡大に必要な借地代のほか、土壌改良、苗木の購入、育成、果樹の伐採に要する費用に対して、3ヵ年度に分けて補助するものであり、補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 果樹産地構造改革計画に定められた担い手であること。
- (2) 農地中間管理機構を介して新たに賃借権の取得が認められる農地（以下「規模拡大農地」という。）において事業を実施する者であること。
- (3) 規模拡大農地へ優良品目や品種を新植して3年後に既存樹を伐採する改植と併せ、高品質生産技術と省力化技術の導入による経営規模の拡大を図る計画を有する者であること。
- (4) 事業1年目に規模拡大農地の既存樹間への苗木の植え付け、2年目に規模拡大農地の苗木の育成、3年目に規模拡大農地の苗木の育成及び既存樹の伐採を行うことが可能な者であること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。なお、申請は3ヵ年度に分け、各年度毎に行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合にあつては、前項第1号の規定による手続を省略することができる。

(補助金の交付額の算定)

第7条 補助金の交付額は、次の基準により算定する。

- (1) 補助金の交付単価は、別表のとおりとする。
- (2) 補助対象面積は規模拡大農地とし、1補助事業者につき10a以上で、20aを上限とする。
- (3) 交付額は、補助対象面積(規模拡大農地)に別表に定める各交付単価を乗じて得た額とする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日、又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書(第6号様式)に関係書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了)

第12条 この事業は、1年目は規模拡大農地の既存樹間への苗木の植え付け、2年目は規模拡大農地の苗木の育成、3年目は規模拡大農地の苗木の育成及び既存樹の伐採をもって完了とし、天災など特別な場合を除き、これら各年度ごとに行う事業がすべて完了しない場合においては、既に交付した補助金をすべて返還しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、この事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第14条 本要綱により提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定した補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助金の交付単価

単位：円

	1年目	内容	2年目	内容	3年目	内容
10a当たりの 交付単価	30,000	借地代 土壌改良費 苗木代	25,000	借地代 育成費	80,000	借地代 育成費 伐採処理費

※ 1補助事業者当たりの交付額については、下限面積を10aとし20aまでを上限面積とする。また、1,000円未満は切り捨てとする。

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度果樹農家規模拡大加速化事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、果樹農家規模拡大加速化支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容
別表のとおり

3 交付申請額

補助事業実施年数	交 付 額
年目	円

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

第2号様式（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所
氏 名

印

平成 年度果樹農家規模拡大加速化事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった果樹農家規模拡大加速化事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

事業計画及びその内容（第1号様式別表に準ずる。）

（注）別表については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び交付額と変更後の事業の内容と交付額とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所
氏 名

印

平成 年度果樹農家規模拡大加速化事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった果樹農家規模拡大加速化事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

殿

山 梨 県 知 事

平成 年度果樹農家規模拡大加速化事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった果樹農家規模拡大加速化事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の額 金 円

2 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

果樹園の借地、新植を完了させること。

（注）2年目の交付決定については、次のとおり。

果樹園の育成を完了させること。

（注）3年目の交付決定については、次のとおり。

果樹園の育成、既存樹の伐採を完了させること。

※その他は、別記のとおりとする。

別記

1 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた金額の増額を伴わない変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

4 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

5 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第5号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

平成 年度果樹農家規模拡大加速化事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました果樹農家規模拡大加速化事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

単位：円

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①－②＝ ③	今回概算請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法（口座振替払）

振込先銀行	銀行 店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 口座番号
口座名義 フリガナ 漢 字	

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度果樹農家規模拡大加速化事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり実施したので、同補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

1 事業の目的

2 事業実績

事業実施年数に応じて、次に掲げるものを提出するものとする。

- 1年目：農地中間管理機構を介した借地契約の内容がわかるもの及び規模拡大農地の既存樹間へ新植したことがわかる資料（写真等）
- 2年目：1年目に準ずるもの及び苗木の育成状況がわかる資料（写真等）
- 3年目：2年目に準ずるもの及び既存樹を伐採したことがわかる資料（写真等）

3 交付決定額

補助事業実施年数	交付決定額
年目	円

4 支払の方法（口座振替払）

振込先銀行	銀行 店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 口座番号
口座名義 フリガナ 漢 字	